

2022 年司法試験憲法

設問 1

1 決定①について

(1) 保障範囲

憲法 23 条は学問の自由を保障している。学問の自由は、学問研究の自由、研究発表の自由、教授の自由を含む。

Y が行っている地域経済に関する研究も学問研究の自由により保障される。

そして、研究助成金を受け取って研究を行っている場合、助成金を受け取って研究を行うことがベースラインとなる。よって、研究助成金を受けて学問研究を行うことも研究活動の自由によって保障され、助成金を打ち切る場合には必要性及び合理性が必要となる。

Y は過去数年にわたり研究助成金を受け取って地域経済に関する研究を行っている。Y が研究助成金を受け取りながら地域経済に関する研究を行うことも研究活動の自由によって保障される。

コメントの追加 [法t1]: 今回問題となっているのは、何の自由でしょうか。

コメントの追加 [法t2]: ベースライン論は、大学側からの論述で用いることは不利になりませんか？どのような理由で持ち出したのでしょうか。

(2) 権利の制約

X は A 研究所を設置し、A 研究所において研究助成金を交付する制度を設けている。決定①は、Y に対する研究助成金の不交付を決定するものであり、Y が研究所助成金を受け取って地域経済に関する研究をすることを制約している。

コメントの追加 [法t3]: 検討対象の自由をどのように制約するのでしょうか。

書式を変更: 蛍光ペン

(3) 判断枠組み

東大ポボロ事件は、学生集会が真に学問的な研究のためのものではなく、実社会の政治的社会的活動に当たる場合には、大学の有する学問の自由を享受しないと判示している。東大ポボロ事件と本問では、制約を受けるのが学生ではなく教授である点異なるが、活動が政治的社会的活動であることが共通している。政治的社会的活動は、真理の探究ではないため、教授であっても学問の自由の保障は受けないと考えるべきである。

(4) 当てはめ

Y の研究活動には、県の産業政策の批判や県議会議員との議論といった政治的社会的活動が含まれている。そして、これらの政治的社会的活動のために、出張費用やウェブサイトの運営費用といった形で研究助成金が支出されている。Y の活動は、地域経済に関する研究ではなく政治的社会的活動であり、学問の自由の保障を受けないため、Y に対する研究助成金を打ち切っても学問の自由を制約することにはならない。

(5) 結論

決定①は合憲である。

2 決定②について

(1) 保障範囲

憲法 23 条は学問の自由を保障している。学問の自由には、教授の自由が含まれる。

Y は、X 大学において地域経済論の講義を行い、期末試験を実施して、単位認定を行った。

Y による地域経済論の講義の成績評価は、地域経済論の教育の一環であり、教授の自由の保障を受ける。

コメントの追加 [法t4]: OK

(2) 制約の有無

決定②は地域経済論の不合格者の成績評価を取消し。他の教員による再試験・成績評価を実施するという内容である。これは、Y の教授の自由を制約するものである。

(3) 判断枠組み

旭川学力テスト事件では、一定水準の学力を確保するため、国が教育内容に介入することを認めている。同様に、大学の教育の質を確保するため、大学が教授の実施した成績評価に介入することも必要かつ相当な範囲で認められると考えられる。

(4) あてはめ

決定②の目的は、学術的観点からなされるべき大学の成績評価として著しく妥当性を欠く Y による成績評価を是正することである。X は、答案においてブックレットを批判した場合に評価が著しく低くなっていることから成績評価が妥当性を欠くと判断している。よって、大学教育の質を確保するための再試験・再評価の必要性が認められる。

決定②の内容は、不合格者について別の教員が再試験・再評価を行うものである。合格者については Y による成績評価が維持される。Y の論文は高く評価されており、Y の見解に沿った合格者の答案は成績評価を維持してよいと考えられる。よって、手段に相当性が認められる。

(5) 結論

決定②は合憲である。

設問 2

1 決定①について

(1) Y の反論

Y は、自身の活動は政治的社会的活動ではなく学問研究であって、学問の自由の保障を受けるので、研究助成金の打ち切りは厳格な基準によって審査されるべきであると反論する。

コメントの追加 [法t5]: 今回は、憲法上保障される自由なのか、というところで議論を対立させてほしかった、という事案でした。

(2) 自身の見解

ア 判断枠組み

東大ボロボロ事件は、学生の政治的社会的活動は学問の自由の保障を受けないと判示している。これは大学における研究の主体はあくまで教授や研究者であることを根拠としている。また、学問研究と政治的社会的活動を明確に区別することは困難である。よって、Y の活動は、政治的社会的活

動の側面があっても学問の自由の保障を受けると考える。

そして、研究助成金を受け取って研究を行っている場合、研究助成金の打ち切りには必要性和合理性がなければ学問の自由を侵害するものとして違憲となるが、どのような判断枠組みで必要性及び合理性を審査するかが問題となる。

判断枠組みにおいては、決定①の目的、内容、生ずる制約の態様等を総合的に衡量して、研究助成金を打ち切る必要性及び合理性を判断するべきである。

決定①の目的は、地域経済の振興に資する研究活動を支援するという趣旨で研究助成金の交付の適正化を図ることであり、Y に対して研究活動自体を禁じるものではない。

制約を受ける Y の研究内容は、県の産業政策を批判し県議会議員と議論を行うといった政治的社会的活動が含まれているが、このような活動も学問の自由の保障を受ける。学問の自由は、思想の自由の一部であり、いったん侵害されると回復が困難であるから、学問の自由への制約は厳格に審査すべきである。

よって、決定①は、目的が重要であり、手段が目的との間で実質的関連性を有しない限り、違憲であると判断すべきである。

イ あてはめ

決定①の目的は、地域経済の振興に資する研究活動を支援するという趣旨で研究助成金の交付の適正化を図ることである。研究助成金は税金が原資であり、適正に支出されなければならない。よって、決定①の目的は重要である。

決定②の内容は、Y へ年 100 万円の研究助成金を打ち切るものである。たしかに、Y のこれまでの助成金の利用には、団体 C の活動に関係するものが含まれている。しかし、これは関係者との意見交換であり学問研究と評価できる。よって、研究助成金の趣旨に沿う運用を確保するために、Y への研究助成金を打ち切ることは合理的関連性が認められない。

ウ 結論

決定①は違憲である。

2 決定②について

(1) Y の反論

Y は、大学生には批判能力があり、履修する科目や担当教員を自由に選ぶことができることから、大学が教育の質を確保する必要はないため、大学が成績評価に介入することは教授の自由を侵害すると反論する。

(2) 自身の見解

ア 判断枠組み

旭川学力テスト事件は、普通教育において、国が一定の学力を確保するために必要かつ相当な範囲で教育内容を決定することを認めている。他方で、大学は研究機関であって全国で一律の教育をすることは目的としていない。よって、大学が一定の学力を確保するために教育内容を決定する根

コメントの追加 [法6]: こちらは、決定①と違い、教授の自由に対する s 侵害を前提として、それが許されるのかどうかの主張を対立させてほしい事案でした。
⇒書き方はあっている、あとは中身だけというところ
です。

拠はないようにも思える。

しかし、憲法は学問の自由の一環として大学の自治を保障している。Xが大学としての決定に基づいて、Y教授の教育内容に介入することも大学の自治として保障される。

Xの大学の自治とYの教授の自由のどちらが優先するかを判断するにあたっては、決定②の目的、内容、生ずる制約の態様等を総合的に衡量して判断するべきである。

決定②の目的は学術的観点から成績評価の妥当性を確保することであり、Yの研究自体を禁止するものではない。また、制約を受けるXの教授の自由は、精神的自由の一つであるため、制約の合憲性は厳格に判断すべきである。

よって、決定②の目的が重要であり、かつ手段が目的との間で実質的関連性を有するものでない限り、違憲であると判断するべきである。

イ あてはめ

決定②の目的は、学術的観点からなされるべき大学の成績評価として著しく妥当性を欠くYによる成績評価を是正することである。答案においてブックレットを批判した場合に評価が著しく低くなっているが、学術的観点からは必ずしも1つの見解が正解とは限らない。大学が研究機関としての価値を維持するため、学術的に妥当性を欠く成績評価を是正することは重要である。

決定②の内容は、不合格者について別の教員が再試験・再評価を行うものである。XがYの成績評価について懸念しているのは、一つの見解しか認められないことが学術的に妥当性を欠くことであり、不合格者のみ再評価をすることは手段として相当である。

ウ 結論

決定②は合憲である。

以上

設問 1

1 決定①はYの「持続可能な地域経済の在り方」を研究する自由（以下、「自由1」という）を侵害せず、合憲であると主張する。

(1) 自由1が憲法で保障されるか。学問の自由（憲法23条）には、学問研究の自由が含まれる。学問研究の自由とは、研究テーマや方法を自由に決定し、その決定に基づき自由に学問研究を遂行する権利をいう。「持続可能な地域経済の在り方」の研究は、真理探究を目指して行われる精神的営為といえるから学問にあたる。よって、自由1は憲法23条によって保障される。

(2) 学問研究の自由は自由権であり、国家から学問研究を妨害されないという不作為を求めるものである。よって、研究助成金を受けるという請求権までは、学問研究の自由として保障されない。また、研究助成金が交付されなくても学問研究を行うことは可能であるから、決定①は自由1の制約にあたらない。

仮に制約にあたるとしても、決定①による自由1への制約は公共の福祉（12条前段、13条後段）による制約として正当化される。

ア 自由1の性質について、教授その他の研究者人事や施設管理に関して大学の自治が認められる（東大ポポロ事件）ことから、大学の研究者として研究する以上、研究内容や方法についての大学の自主的判断に従うべきという内在的制約を伴う自由である。

また、決定①は研究助成金を不交付にするというものにとどまり、Yの研究自体の中止・変更を求めるものではない。また、不交付は同様の支出が予想される次年度に限られている。よって、規制態様として強くない。

そこで、①規制目的が正当であり、②規制手段と目的との間に合理的関連性があり、③規制によって得られる利益が失われる利益と均衡している場合には、決定①は正当化されるというべきである。

イ ①について、決定①の目的は、研究助成金交付制度を「地域経済の振興に資する研究活動を支援する」という趣旨に沿って運用することである（①充足）。

②について、A研究所の運営委員会の精査によると、Yは、研究助成金を自らの政治的意見表明や自らが設立し代表を務める団体Cの活動のために利用しており、これは助成対象となる研究活動とは認めがたい。Yへの研究助成金の交付を取りやめることで、研究助成金交付制度を「地域経済の振興に資する研究活動を支援する」という趣旨に沿って運用することができる（②充足）。

③について、決定①により、研究助成金交付制度の趣旨に沿った運用がなされ、税金により賄われる県費を適切な運用が図られる一方、研究助成金の不交付はYの研究自体を中

止・変更させるものではなく、また、不交付は同様の支出が予想される次年度に限られている（③充足）。

ウ よって、決定①は制約として正当化され、合憲である。

2 決定②は、Yの「持続可能な地域経済の在り方」の研究結果を教授する自由（以下、「自由2」という。）を侵害せず、合憲であると主張する。

（1）憲法23条の保障する学問の自由には、研究結果の教授の自由が含まれる。よって、Yの「持続可能な地域経済の在り方」の研究結果を、「地域経済論」の講義において教授することも、同条によって保障される。

（2）自由2が保障されるとしても、決定②による自由2への制約は公共の福祉（12条後段、13条後段）による制約として正当化される。

ア 自由2の性質について、学生の管理に関しても大学の自治が認められる（東大ポポロ事件）。成績評価は学生の管理に関わる事項であるから、大学による介入も許される。

イ 規制態様について、決定②は、不合格者を救済する措置を別途設けるにとどまり、Yの教授行為そのものを制約するものではないから、規制態様は強くない。

ウ そこで、①規制目的が正当であり、②規制手段と目的との間に合理的関連性があり、③規制によって得られる利益が失われる利益と均衡している場合には、決定①は正当化されるというべきである。

（3）①について、決定②の目的は、大学の成績評価として著しく妥当性を欠く成績評価から生徒を救済するという点にある。これは正当である（①充足）。

②について、大学の成績評価は、学術的観点からなされるべきであるところ、「地域経済論」の成績評価では、団体Cに加入した学生がいずれも「S」の最高評価を得ている一方で、期末試験の答案でブックレットの内容を批判した学生の多くが不合格の評価を受けている。B学部教授会の調査でも、ブックレットの内容を批判した答案の成績評価が全体として著しく低いことが確認され、学術的観点からなされるべき大学の成績評価として著しく妥当性を欠くと判断されている。よって、この成績評価は上記目的を阻害するといえる。そして、決定②によって、不合格者の再試験という成績評価が取られるため、かかる目的の阻害を阻止できる（②充足）。

③について、決定②により、妥当性を欠いた成績評価を受けた生徒を救済することができる。他方で、決定②は、不合格者を救済する措置を別途設けるにとどまり、Yの教授行為そのものを制約するものではない（③充足）。

ウ よって、決定②は制約として正当化され、合憲である。

設問 2

1 決定①は、自由 1 を侵害し違憲ではないか。

(1) X の主張に対し、Y は、決定①は自由 1 の制約にあたると反論する。

ア この点について、研究助成金を受ける権利は請求権的側面を有するが、その側面が既得権化している場合には、その側面があるということも含めてその自由のベースラインとなるから、その側面も自由権として保障されると解する。

イ A 研究所ではこれまで全員に助成金 100 万円が毎年交付され、研究助成が認められなかった例はない。こうした手厚い支援の下でそれぞれの専門分野の研究を行うとともに、その成果を踏まえた教育がなされてきた。そうすると、A 研究所においては、研究助成金を受けるということが既得権となっており、それがベースラインとなっているといえる。

ウ したがって、研究助成金を受ける権利も、自由 1 の請求権的側面として保障される。

エ そうすると、決定①は、研究助成金の不交付の決定であるから、自由 1 の制約にあたる。

(2) では、制約が正当化されるか。

ア X の主張に対し、Y は、自由 1 は大学の自主的判断に従うべき内在的制約を伴わない自由であると反論する。

(ア) この点について、学問の自由が憲法で特に保障された意義は、その真理探究的性格・批判的性格から、滝川事件や天皇機関説事件などで国家が学問の自由を直接的に弾圧することがあったという歴史的反省に鑑み、精神的自由の中でも特に厚く保護しようとする点にある。そして、大学の自治は、学問の自由の保障のための制度的保障として認められるにすぎない。そのため、本件のように、大学の自治を理由に学問の自由への制約を正当化する方向で考えるべきではないというべきである。

(イ) したがって、自由 1 は、研究内容や方法についての大学の自主的判断に従うべきという内在的制約を伴わない。

イ X の主張に対し、Y は、助成が認められなければ次年度の研究活動に重大な支障が生じるため、規制態様は強いと反論する。

(ア) この点について、確かに、次年度の研究活動に重大な支障が生じることは考えられる。しかし、不交付は同様の支出が予想される次年度に限られている。また、決定①は研究助成金を不交付にするというものにとどまり、Y の研究自体の中止・変更を求めるものではない。よって、規制態様は強いとはいえない。

ウ そこで、制約が正当化されるかは、①規制目的が重要である場合に、②具体的・実質的にみて、規制目的を達成するための規制の程度のより少ない手段が存在するか否かで判断する。

(ア) 規制目的は、研究助成金交付制度を「地域経済の振興に資する研究活動を支援する」という趣旨に沿って運用することである。研究助成金は、県費を原資とするところ、係る趣旨に沿わない運用が行われれば、民主的なコンセンサスが得られず上記制度自体が廃止となりことも考えられる。そうすると、研究助成金の交付を受けた Y 以外の他の研究員の学問の自由の制約に繋がる。したがって、上記制度に係る趣旨に沿って運用することは、重要であるといえる。

(イ) 規制手段について、いきなり 100 万円全額を不交付とするのではなく、Y に再度同様の支出を行えば研究助成金の交付を中止すると警告し、今回は交付金を半額に減額する処置が考えられる。この手段は、100 万円全額の不交付よりも制限的ではない。また、運営委員会の精査では、助成金の 3 分の 2 以上の支出対象であるウェブサイトの運営の委託や出張のいずれもが助成対象となる研究活動とは認めがたいされているが、その運営や出張においては、Y の持続可能な地域経済の在り方についての研究成果の発信という上記制度趣旨に適うこともなされている。よって、上記警告及び減額によって、制度趣旨に適った運用を行うことができるといえる。そして、この手段は実現可能性も認められる。

したがって、具体的・実質的にみて、規制目的を達成するための規制の程度のより少ない手段が存在するといえる。

エ よって、決定①は正当化されず、憲法 23 条に反し、違憲である。

2 決定②は、自由 2 を侵害し違憲ではないか。

(1) 自由 2 は、憲法 23 条で保障される。

(2) 決定②は、Y の教授行為そのものは制約 S ないが、成績評価も教授の自由に含まれる以上、それを制約する。

(3) 制約が正当化されるか。

ア 自由 2 の性質について、Y は、大学が成績評価に介入することは許されないと反論する。

(ア) この点について、設問 1 で述べたように、大学の自治を理由に学問の自由への制約を正当化する方向で考えるべきではないというべきである。

もっとも、旭川学テ判決では、初等教育機関における教師の教授の自由について、③生徒の批判能力が乏しいこと、④全国的に統一的に一定の教育水準を確保する必要性、⑤生徒の側における学校・教師を選ぶ自由が制約されていることを理由に、完全な教授の自由を認めることは到底できないとしている。本件は、高等教育機関の事例であり、大学生は、小学生や中高生と比べて高い批判能力を有しているが、他の授業を履修している生徒との平等な成績評価水準を確保する必要性がある点で④が妥当し、「地域経済論」が卒業に必須の授業となっている点で、実質的にみて、生徒に教授を選択する自由はないため⑤

も妥当する。よって、Yについても、完全な教授の自由を認めることはできないと解する。

したがって、自由2について、成績評価に関しては、大学からの介入を受け得る。

イ 規制態様について、決定②は、教授行為そのものを制約しないが、成績評価という教授の自由の一環に対する直接的制約であるから、規制態様として弱いとはいえない。

ウ そこで、制約が正当化されるかは、①規制目的が重要で、②手段が目的との関係で実質的関連性を有するか否かで判断する。

(ア) ①について、決定②の目的は、大学の成績評価として著しく妥当性を欠く成績評価から生徒を救済するという点にある。「地域経済論」は必須科目であり、不合格となった学生は卒業ができなくなることを踏まえると、かかる目的は重要である（①充足）。

(イ) ②について、Yの成績評価は、団体Cへの加入の有無やブックレットへの賛成意見の有無を考慮するという学問的根拠のない評価が含まれているといえる。そうすると、決定②によって、不合格となった生徒に救済の機会を与えることは、手段適合性を有する。また、成績評価の取消を不合格者に絞っていること、不合格者の不利益の大きさを踏まえると手段必要性も認められる（②充足）。

エ よって、決定②は正当化され、憲法23条に違反せず、合憲である。

以上

設問 1

第 1 決定①について

1 X 大学は決定①は Y の学問の自由（憲法 23 条）を侵害するものではないと主張することが考えられる。

2(1) 学問とは、真理追求目的として行われる精神的営為のことをいい、自律的な研究活動から生み出される知識は、民主的な政治過程に適切な知見を提供し、それにより経済的活動の発展を促すことができる等社会全体の利益をもたらすため、学問の自由は特に社会全体の発展に保障する必要がある。また、大学は学問研究の自由、研究成果発表の自由、教授の自由の全てが享受主体であって、大学自体が 23 条の権利享有主体であるため、大学の自治が認められる。

(2) Y は X 大学の教授であることから大学の自治を享有し、それにより一般国民よりも高度な学問研究・研究発表の自由を有する。もっとも、大学内部の者が特別な学問の自由を享受するのは、大学の本質に基づき大学に認められた自由と自治の効果である。したがって、Y の X 大学内における学問研究・研究発表の自由は X 大学が有する大学の自治に由来する包括的支配権の範囲内で認められると解す。

3 そこで、決定①が X 大学の包括的支配権の範囲内であれば合憲であり、Y の学問の権利を不当に侵害するものではないとして認められる。

(1) A 研究所の設置は、X 大学の自治の範囲内の行為である。そして、研究助成金の交付は「地域経済の振興に資する研究活動に支援する」ことを目的に A 研究所から X 大学の各学部の職員に行われているから、大学の自治を享受する。また、A に所属する研究員は申請に基づき毎年助成金の交付を受けてきたが、助成金が交付されないからと言って研究員の研究が禁止されたり、できなくなるわけではなく、学問の自由を侵害するものではない。したがって、研究所が上記目的に照らして研究員に助成金を交付するかどうかを決定することも大学の自治を享受する。決定①は、A 研究所での助成金の交付をしないというものであり、Y に特定の内容の研究の禁止を働きかけるものでない。

(2) したがって、決定①は不当に Y の学問の自由を制限するものではなく、大学の自治に基づく包括的支配権の範囲内であると言える。

4 よって、決定①は合憲である。

5 次に X 大学は、Y のみに助成金の交付をしたことは不合理な区別ではなく、平等権（憲法 14 条 1 項）を侵害するものではないと主張する。

6(1) 憲法 14 条 1 項は、国民は「平等に取り扱われる権利」「差別されない権利」を持つと解されるが、国民に対して絶対的な平等を保障したわけではなく、差別すべき合理的な理由無くして差別することを禁止するのであり、合理的な理由に基づく区別までも禁ずるものではない。よって、本件区別が合理的根拠に基づくものであれば合憲である。

(2) X 大学が決定①をしたのは、Y が助成金の 3 分の 2 を自身のウェブサイトの運営や実地調査のための出張費用に利用しており、そのウェブサイトは研究成果の発表だけでなく、

コメントの追加 [法t1]: どんな自由かを特定するべき。
⇒自由を特定していないので、メリハリのない答案になりました。

コメントの追加 [法t2]: 長い、論述として、有害とは言わないが、無益に近いです

書式を変更: 蛍光ペン

コメントの追加 [法t3]: 主語とマッチしていますか？

書式を変更: 蛍光ペン

コメントの追加 [法t4]: 大学側から言わなくていいところ。

書式を変更: 蛍光ペン

コメントの追加 [法t5]: 大学の自治の具体的内容は？

コメントの追加 [法t6]: 誰が享受するのですか？

コメントの追加 [法t7]: そもそも交付を受ける自由が保障されないといえればいいのではないのでしょうか？

コメントの追加 [法t8]: 今回のメイン論点は学問の自由。有害な記載ではないが、無益に近い記述といえそう。

Y の政治的な意見表明や団体 C の活動のために利用していること。また、出張では各地の団体が主催する学習会で X 県の産業政策を批判する講演を無償で行うなどしていることから、これらはいずれも研究助成の趣旨に適合しているとは認め難いものであり、次年度も同様の支出が予想されるからである。助成金が目的を持って交付されている以上その目的と外れた研究に助成金を交付しないことは合理的であると言える。

また、Y は大学職員であることから過度な政治行為は控えるべきでありながら、ウェブサイト上で政治的な意見表明を行なっていることも、助成金を不交付にすることに合理的な理由があると言える。

7 よって、決定①は、平等原則に反した不合理な決定とは言えず合憲である。

第 2 決定②について

1 X 大学は決定②が Y の学問の自由（憲法 23 条）を侵害せず合憲であると主張する。

2 (1) Y は大学教授であることから、成績評価の自由が委ねられている。もっとも、上述の通りそれは大学の自治の範囲内で許されており、X 大学は Y の教授活動に対して包括的支配権を有する。成績評価についても十分な教授活動の保障のために教授の自由が及ぶが、その評価方法が不合理である場合は、大学はかかる不合理性を解消するために介入することが包括的支配権の一環として認められると解す。また、成績評価は学生の教育を受ける権利（26 条 1 項）に関わる事項である。したがって、大学は大学の自治の一内容として、学生の教育を受ける権利を考慮して教員の成績評価について指示を与えるべきである。

(2) Y の講義は学生にとって必修科目であり、その単位を取得しなければ卒業できない。そのような科目において成績評価が教授の私的な思想により著しく偏りがあり不合理であると言える場合は、学生の教育を受ける権利を大きく損なわせる恐れがあることから大学の介入を認めるべきである。

3 よって、決定②は合理的な決定であり、Y の教授の自由を侵害せず合憲である。

設問 2

第 1 決定①について

1 Y は決定①により、実質的に研究・研究発表の自由を侵害し、そのようなことまで大学の自治は及ばず、違憲であると主張する。

2(1) 上述の通り、大学は学問研究の自由、研究成果発表の自由、教授の自由の全てが享受主体であって、大学自体が 23 条の権利享有主体であるため、大学の自治が認められるが、その範囲は内部の者の基本的人権を侵害しない程度で認められるべきである。そして、大学の自治は特に大学の教授とその他の研究者の人事及び大学の施設と学生の管理について及ぶと解する。

(2) Y の研究活動は政治批判を含むものであるため大学の自治によって遮断されるべきではないと考える。また、Y の研究は助成金によって支えられてきており、その助成金が

書式を変更: 蛍光ペン

コメントの追加 [法t9]: 上記と同様、学問の自由の何が問題になるのでしょうか。

コメントの追加 [法t10]: というより、不利益が大きいかからではないですか？単位不認定事件とか参照。

書式を変更: 蛍光ペン

コメントの追加 [法t11]: の

交付されないとなると Y の研究活動の継続に大きく影響を及ぼし、実質的に Y の研究が続けられなくなる恐れがあり、Y の研究・研究発表の自由が侵害されることになる」と主張する。

3 しかし、上記 Y の主張は認められないと考える。

(1) 大学が独自の方針で研究活動を総体的に行ってこそ学問研究の場たる大学における学問の自由が十全化されるといえるから、大学の自治は、研究方針の決定・財政的自由についても及ぶものと解すべきであり、A 研究所の設置・方針の決定・方針に従った資金配分は、X 大学の大学の自治の範囲内の行為である。したがって、A 研究所の研究員の特別の研究の自由は、X 大学のかかる自治の効果として享受するものに過ぎず、X 大学が研究助成金の不交付を決定することが、Y の研究・研究発表の自由を侵害するとはいえない。

また、Y は X 大学において A 研究所に所属しなくても自己の研究活動は継続することができ、大学を移籍する選択も取れることから Y の学問の自由を侵害したとは言えない。

(2) よって、決定①は合憲である。

4 次に Y は、決定①は他の A 研究所に所属する研究員との別異扱いが、不合理な区別であるとして憲法 14 条 1 項に反すると主張する。

5(1) 上述の通り、14 条 1 項は絶対的な平等を保障したものではないが、不合理な区別については違憲であると解す。

(2) Y の研究は、地域経済の構造転換についてのものであって、A 研究所の設置目的である「地域経済の振興に貢献する研究の推進」に関連する。また、その成果は学会で高く評価されており、学術的価値の高いものである。そうであるにも関わらず、Y の研究内容が目的に沿わず不適切であるとして助成金が不交付となるのは、学問研究の内容に着目した不合理な差別的取り扱いであり、X 大学の包括的支配権の講師として不合理であると言える。

6 しかし、上記 Y の主張は認められない。

(1) 学問的視点からなされている研究活動と、政治的社会的活動とは別で考えるべきであり。団体 C は政治的な活動であって、学問的な研究活動を行なっているわけではない。X 大学は、Y の純粋な学問的研究とは異なる政治的活動に着目し、そのような活動に X 大学の助成金が流用されていることを問題視している。したがって、Y の主張する不合理な差別は存在しない。X 大学は大学の自治として資金配分の自由を有し、Y が学問研究とは異なる団体 C の活動等に大学から資金を用いていることを理由に Y に対して今後の助成金を交付しないとするは、かかる自由の範囲内である。

(2) したがって、決定①は、学問研究のための資金を目的に沿って運用しているか否かに着目した区別であり、合理的なものであるから平等原則に反しない。よって、合憲である。

コメントの追加 [法t12]: そうだとしても、本件制約は許されるのか、もう一歩踏み込んで論じてほしい問題でした。

コメントの追加 [法t13]: 上記同様

書式を変更: 蛍光ペン

書式を変更: 蛍光ペン

第2 決定②について

- 1 Yは大学教員には教授の自由(憲法23条)が保障され、広範な裁量が認められるとし、成績評価についてもこれに含まれるため、決定②はYの教授の自由を侵害するものであり違憲であると主張する。
- 2(1) 教授の自由とは、研究者がその研究成果について学生を教育する自由を言う。大学生は、小中高校生とは異なり自ら教授内容を批判検討し得る能力を有するから、学生に配慮すべき必要性が低く、教授の自由は広範に認められる。
- (2) Yが用いたブックレットは学術的な面から社会的に評価されており、これを使用して講義・成績評価をすることは何ら不合理な点は見当たらない。そうであるにも関わらず、X大学はYの行った成績評価を取消して他の教員にやり直させようとしているのは、Yの教授の自由を不当に侵害するものと言える。
- 3 しかし、Yの主張は認められない。
- (1) 確かに教授の自由は、学問の自由と密接な関係を有するが、必ずしも含まれるものではなく、その趣旨に基づくものであると解す。したがって、教授内容決定の自由についてのみであり、成績評価の自由にまで広範な裁量が認められるべきではない。なぜなら、教授内容については、学生が批判検討すれば十分であるが、成績評価は教員による一方的行為であり、学生の批判能力とは関係がないし、その性質上、学術的観点から学力比例的になされるべき要請が働くものであるからである。
- (2) したがって、成績評価について教授の広範な裁量はなく、不平等・不合理な成績評価がなされている場合には、大学がこれに介入し、修正することも大学の自治の包括的支配権の行使であるとして認められる。
- 4 よって、決定②は合憲である。

コメントの追加 [法t14]: 判例を引用するところ

以上

再チャレ憲法（3.12）

【設問1 決定①】

第1 X大学の立場として、決定①は学問の自由（23条）を侵害するものではないと主張する。

1 学問の自由は真理探究活動である学問の自由を保障することによって、個人の尊厳を図るとともに、人類社会の発展を図るものである。

個人の人权としてすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、特に大学における学問の自由を保障することを趣旨としたものであり、それを担保すべく大学の自治の保障も含まれる。そこで、大学においては教授その他の研究者がその専門の研究の結果を教授する自由が保障されると解される。一方で、大学は大学の自治に関して自主的な秩序維持の権能が認められており、大学の自治と学問の自由が対立な関係に立つ場面には大学の自律的判断を尊重するべきである。（東大ボボロ事件）

2 本件において、YはX大学の教授であるから、X大学において学問研究を行う自由があり、学問研究を行う上で研究資金が必要となる。しかしながら本件で研究助成金の不交付決定が行われているのは、A研究所に対してであり、Yは通常の教授としての立場で研究を続けていくことは可能である。

そして、研究資金を交付するかどうかは大学の自治に関する事項であり、大学の自律的判断が尊重されるべきである。

3 よって、決定①はYの学問の自由を侵害するものではなく、X大学の自治に関する事柄であって、X大学に裁量があるものである。

コメントの追加 [法1]: どんな内容の自由が問題になるのでしょうか。

コメントの追加 [法2]: 東大ボボロを引用したとしてそれをどのように使うんですか？

【設問 1 決定②】

第 1 X 大学の立場として、決定②は学問の自由（23 条）を侵害するものではないと主張する。

1 上記のように、大学においては教授その他の研究者がその専門の研究の結果を教授する自由が保障される。そこには学生に適切に教授されているか確認する意味においても、成績評価の自由が含まれていると解される。しかしながら、こちらも上記同様、大学は大学の自治に関して自主的な秩序維持の権能が認められており、大学の自治と学問の自由が対立な関係に立つ場面には大学の自律的判断を尊重するべきである。

コメントの追加 [法13]: なぜですか？ここを論じないと点数が付きません

2 本件では、X 大学の教授である Y には成績評価の自由があるといえる。しかしなが

ら、決定②は Y が団体 C に加入した学生は高い成績評価をし、ブックレットの内容を批判した学生を不合格にしているとの疑いからである。成績評価に不適切な部分がある場合に、他の教員によって再評価を行うことは大学の自治に関する事項であり、大学の自律的判断が尊重されるべきである。

3 よって、決定②は Y の学問の自由を侵害するものではなく、X 大学の自治に関する事柄であって、X 大学に裁量があるものである。

【設問 2】

第 1 決定①について

1 Y の主張としては、研究助成金がなくなることは、実質的に Y の学問研究の自由が侵害されるとの主張が考えられる。また、大学の自治は大学の施設と学生の管理について認められるのであって、かねてから研究員全員に交付されてきた研究資金を交付しないことにとにまで大学の自治は及ばないとの主張が考えられる。

2 E の説明によれば、Y は助成金の 3 分の 2 以上もがウェブサイト Y 研究所の運営の委託と実地調査のために使用している。一方で、一部で研究助成の趣旨に適合しないと判断され

コメントの追加 [法14]: いきなり当てはめができているので何の検討をするのかわかりません

る活動もある。たしかに、学問の自由は真理研究そのものに向けられる作用であり、実社会にはたらきかけようという実践的な政治的・社会活動は学問の自由の問題にはならない。しかしながら、ある行為が実践政治的・社会活動に属するか否かの判断は難しいことから、学問の自由が保障する真理研究のためであると推定すべきである、そうだとすれば、研究助成金の交付がなくなることは、実質的 Y の学問研究の自由は侵害されているといえる。

コメントの追加 [法15]: どのような意味でしょうか。

しかしながら、大学運営にあたっては予算の制限がある。その予算の範囲内に各大学が決めた研究方針に向かって一丸となり研究をしていくことで学問の自由の向けられている作用である真理探究に近づくことになる。さらに、研究資金の交付が先例に拘束されるとすると、予算の制限の観点から、新規の研究活動に研究資金を交付することができなくなる。そうだとすると、大学の自治には、研究方針を決める自由や財産面の自由も及ぶと解される。

コメントの追加 [法16]: なぜしかしながら、という接続詞を使いましたか？

3 以上より、決定①は Y の学問の自由を侵害するものといえる。しかしながら、大学は研究活動の交付を含めた大学の自治に関して自主的な秩序維持の権能が認められ、大学の自律的判断を尊重すべきである。よって決定①は合憲である。

コメントの追加 [法17]: 個々に対する反論は？

第2 決定②について

1 Y の主張としては、大学生は批判能力が十分にあり、教授が学生に対して強い影響力・支配力を有している訳ではないから、完全な教授の自由があり、成績評価の自由も含まれるとの主張が考えられる。(旭川学テ事件参照)

コメントの追加 [法18]: 何に対する Y の主張ですか？

2 大学教育は普通教育と異なり、大学生には批判能力が十分にあると考えられる。しかしながら、本件での「地域経済論」は B 学部の必修科目であり、B 学部の学生は「地域経済論」の講義を選択し、単位を取得しなければならない立場にある。そして F の説明によれば、ブックレットの内容を批判した答案の成績が全体として著しく低いことが確認され、学術的観点からなされるべき大学の成績評価として著しく妥当性を欠くと判断されている。そうだとすれば、Y 教授が学生に対して強い影響力・支配力を有しているといえ、Y 教授には、成績評価を含めた完全な教授の自由を認めることはできない。

Y 教授には成績評価の自由が認められないとしても、他の教員による再試験・再評価をするとの決定は大学の自治の範囲内といえるかが問題となる。この点、必修の講義の成績評価は学生の卒業要件にもかかわる重大な事項である。そのため、選択科目と成績評価に関する公平性や公正性の要請が強いと解される。そこで、成績評価が妥当性を欠く場合には、公平

性や公正性を担保するために、他の教員による再試験・再評価をするとの決定は大学の自治の範囲内であるといえる。

3 以上より、Y教授には、成績評価を含めた完全な教授の自由を認めることはできない。

また、決定②の判断も大学の自治の範囲内であるといえ、合憲である。

以上